

分類	確認	対象者	主な手続きの内容 (申請・注意事項等)	手続きに必要なもの	期間	手続き窓口	出張所	土曜窓口
④ 介護	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で、介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更 ※保険証は後日郵送されます。 手続き窓口へお越しいただく必要はありません。			健康福祉事務センター1階 高齢者支援課 介護保険担当 ☎042-346-9510	×	×
⑤ 障がい	<input type="checkbox"/>	心身障害者医療費助成制度(マル障)を受けている方で、姓や世帯主が変わる方	マル障受給者資格の変更	・マル障受給者証 ・健康保険証	すみやかに	健康福祉事務センター1階 障がい者支援課 事業推進担当 ☎042-346-9540	○	×
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方	身体障害者手帳、愛の手帳の氏名変更 各種サービスの変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳(愛の手帳)			△	×
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費制度(精神通院医療)を利用している方	精神障害者保健福祉手帳の氏名変更 受給者証の氏名変更	・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証(精神通院) ・健康保険証 ・印鑑 ・マイナンバーカード	すみやかに		×	×
⑥ その他	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で犬を飼っている方	犬の登録事項変更届 ※「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトに登録を行っている場合は、オンラインにて変更手続きを行ってください。		変更があった日から30日以内	4階 市役所 環境政策課 環境対策担当 ☎042-346-9536	○	×

お子さんのいる方へ

親子交流や養育費の分担などは、お子さんの利益を最も優先して考え、夫婦で決める必要があります。
法務省のホームページでは、離婚をするときに考えておくことがまとめられています。



法務省ホームページ
「離婚を考えている方へ～離婚をするときに考えておくべきこと～」



小平市役所

〒187-8701
小平市小川町2-1333
☎042-341-1211 (代表)

午前8時30分から午後5時まで

(日曜日、祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

※土曜窓口は、本庁舎内の4課(市民課、保険年金課、税務課、収納課)が午前8時30分から午後0時15分まで開庁していますが、取扱業務は、平日の一部の業務に限られます。

手続きチェックシート

市民課 戸籍担当

☎042-312-1083 (直通)

離婚

離婚届の手続きの流れ ※平日の流れになります

① 離婚届の提出

<市民課(1階)>
10番・11番窓口で届出

- 離婚届
- 離婚の際に称していた氏を称する届
(戸籍法77条の2の届)

※証明書や引越しなど、関連する手続きについては、離婚届受理後に再受付を行います。関連手続きの申請書類を記入して、お待ちください。

② 関連手続きの再受付

<市民課(1階)>
2~9番窓口で関連手続きの再受付

- 【証明書発行】
- 住民票の請求
 - 受理証明書の請求

- 【引越し・印鑑・国保】
- 引越し(転居・転出)・世帯分離
 - 印鑑登録
 - 国民健康保険証

- 【マイナンバー】
- マイナンバーカード関連
(券面記載事項変更・電子証明書更新)

③ 手続き終了

<市民課(1階)>
1番(レジ)窓口で証明書・
印鑑・国民健康保険証・
マイナンバーカードなどのお渡し

※モニターに番号が表示されましたら、番号札をお持ちのうえ1番(レジ)窓口へ

※他課の手続き(子育て支援課・学務課など)がある方は、市民課での手続きがすべて終わったあとに行ってください。

【注意事項】

- ・離婚届の受理証明書について(1通:350円) ※16時以降に届出された場合に交付できない場合があります。受理証明書は、離婚後の戸籍ができるまでの間、離婚の事実を証明するものになります。他課の手続きや職場などへ離婚後の手続きをする際に利用されることが多いです。
- ・お子さんの戸籍について
親権者を定めただけでは、お子さんの姓・戸籍は変わりません。父母が離婚して父の戸籍に残って父の姓を名乗っているお子さんが、母の戸籍に移って母の姓を名乗りたい場合は、離婚の記載が戸籍に反映された後、別途家庭裁判所の申立て手続きが必要となります。
- ・離婚届は土曜日窓口や夜間受付でも提出できますが、届書の審査は平日に行いますので、離婚後の諸手続きはできません。翌開庁日以降に証明書の交付やその他の手続きをしてください。

離婚に関するおもな手続き

- マイナンバーの情報連携がはじまり、マイナンバーの提示により、一部手続きに必要なもの（住民票や課税・非課税証明書（所得証明書）等）が省略できる場合がございますので、ご確認ください。
- ※申請書類等にマイナンバーを記入する場合、窓口でマイナンバー（個人番号）の分かる書類（原本）及び本人確認書類をあわせて提示してください。
- 出張所・土曜窓口における「△」は、一部受付できない場合がありますので、手続き窓口へご確認ください。
- 平日の開庁時間以外に戸籍の届出をされた方は、翌開庁日以降に住民票へ反映されます。**土曜窓口ご利用の方は、下記手続きを同時に行えない場合がありますのでご注意ください。**
- 主な手続きの内容における「★」は、離婚届と同時に市民課で一部受付できます。

分類	確認	対象者	主な手続きの内容 (申請・注意事項等)	手続きに必要なもの	期間	手続き窓口	出張所	土曜窓口	
① 住所・マイナンバー・戸籍	<input type="checkbox"/>	住所が変わる方	住所変更（転出・転居など） ※転出・転居のチェックシートも確認してください。			市民課 記録担当 ☎042-346-9805	○	△	
	<input type="checkbox"/>	前配偶者と同居中で、生計を別にしている方	世帯分離	・本人確認書類 ・マイナンバーカード（お持ちの方のみ） ※離婚届とは別日に手続きをされる場合は、婚姻届を提出された日を受付の際にお伝えください。	すみやかに			○	△
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で旧姓を住民票等へ併記等されたい方	旧氏の登録・変更・削除	・戸籍謄（抄）本など ・本人確認書類 ・マイナンバーカード（お持ちの方のみ）	離婚後の戸籍取得後			○	△
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります。			市役所1階	○	△	
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方のうち、確定申告でe-Taxを利用される方 (署名用電子証明書の再発行を希望される方)	署名用電子証明書の再発行 ※代理人が手続きされる場合は市民課へお問い合わせください。	・マイナンバーカード ※住民基本台帳用（数字4桁）、署名用電子証明書用（6～16桁の英数字）暗証番号を確認の上、窓口にお越しください。	すみやかに		市民課 窓口担当 ☎042-346-9804	○	△
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方でマイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード券面記載事項変更 ※代理人が手続きされる場合は市民課へお問い合わせください。	・マイナンバーカード ※住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）を確認の上、窓口にお越しください。	すみやかに			○	△
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で婚姻中の姓を引き続き使用したい方	離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)	戸籍届出窓口でご相談ください。	離婚後3ヶ月以内		市民課 戸籍担当 ☎042-312-1083	×	△
<input type="checkbox"/>	お子さんの戸籍についてのご相談	養子離縁届、入籍届など					×	△	
② 保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入中で、氏名や世帯構成などに変更がある方	新しい国民健康保険証の交付「★」 (後日郵送) ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください。	・変更前の国民健康保険証	変更があった日から14日以内	市役所1階	○	○	
	<input type="checkbox"/>	70歳から74歳までの方	新しい高齢受給者証の交付「★」 (後日郵送)	・変更前の高齢受給者証				○	○
	<input type="checkbox"/>	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (後日郵送)	・前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書	資格喪失日より14日以内		○	○	
	<input type="checkbox"/>	75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険証の交付 (後日郵送)	・変更前の後期高齢者医療保険証	変更があった日から14日以内		○	○	
年金	<input type="checkbox"/>	年金を受給中の方	小平市役所での手続きはありません。 ※共済年金の方は共済組合にお問い合わせください。			各共済組合			
	<input type="checkbox"/>	前配偶者に厚生年金・共済組合の加入歴がある方	離婚時の年金分割	小平市役所での手続きはありません。 年金事務所・共済組合へ直接お問い合わせください。	離婚日の翌日から2年以内	武蔵野年金事務所 武蔵野市吉祥寺 北町4-12-18 ☎0422-56-1411			
③ 子ども	<input type="checkbox"/>	0歳～高校生相当年齢のお子さんがいて、 ・児童手当を受給している方 ・乳幼児医療証（マル乳）をお持ちの方 ・義務教育就学児医療証（マル子）をお持ちの方 ・高校生等医療証（マル青）をお持ちの方 ・上記制度を新たに申請する方	児童手当の受給者変更・氏名変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先で手続きしてください。	・金融機関の口座が分かるもの（保護者） ・健康保険証（保護者）		市役所2階	○	×	
	<input type="checkbox"/>	0歳～18歳（一部20歳未満）のお子さんがいてひとり親家庭の手当を申請する方	児童扶養手当、児童育成手当の認定請求	・マル乳医療証、マル子医療証、マル青医療証 ・健康保険証（子）	すみやかに（離婚した月のうちに） (必要なものがそろっていない場合も、お立ち寄りください。)			○	×
	<input type="checkbox"/>	0歳～18歳（一部20歳未満）のお子さんがいてひとり親家庭の医療費助成を申請する方	ひとり親家庭医療証（マル親）の申請	・離婚届受理証明書（すでに下記離婚後の戸籍ができていない場合は不要） ・離婚後の戸籍謄本（保護者・子） ・金融機関の口座が分かるもの（保護者） ・健康保険証（保護者・子） ※状況により、追加の提出書類を依頼する場合があります。					△
	<input type="checkbox"/>	障がいのあるお子さん（0歳～20歳未満）の手当の受給者が変わる方・姓が変更になる方、新たに申請する方 ・特別児童扶養手当 ・児童育成手当 ・心身障害児福祉手当	特別児童扶養手当、児童育成手当、心身障害児福祉手当の受給者変更・氏名変更	※子育て支援課へお問い合わせください。				×	×
	<input type="checkbox"/>	学童クラブの利用を希望される方	①学童クラブの入会受付 ②学童クラブの入会相談	※子育て支援課へお問い合わせください。	※詳しくはお問い合わせください。		子育て支援課 学童クラブ担当 ☎042-346-9543	①○ ②×	×
	<input type="checkbox"/>	①認可保育園等に入園希望の方 ②認可保育園等に入園（内定）している、または入園申込をしてお子さんがいる方 ③幼稚園、認証保育所などの認可外保育施設を利用するお子さんがいる方 ※利用施設を通じて手続きをしていない場合	①保育園の入園相談 ②③住所・氏名変更 など	※保育課へお問い合わせください。	すみやかに		市役所2階	×	×
	<input type="checkbox"/>	保育園・幼稚園に入園している、または入園申込をしてお子さんがいる方	住所・氏名変更など					△	×
<input type="checkbox"/>	幼稚園、認証保育所などの認可外保育施設を利用するお子さんがいる方 ※利用施設を通じて手続きをしていない場合	補助金申請 など	※保育課へお問い合わせください。	すみやかに		保育課 幼稚園・認可外保育施設担当 ☎042-346-9645	×	×	
<input type="checkbox"/>	公立の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者や姓が変更になる方	保護者変更、氏名変更など		すみやかに		市役所5階	×	×	
<input type="checkbox"/>	小・中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	※学務課へお問い合わせください。				×	×	